

審 査 基 準

平成12年5月17日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第4条第1項
処 分 の 概 要：管理者の新設又は変更の許可
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第3条第1項第1号～第6号、第8号（許可の基準） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続） 第5条（管理者の新設又は変更の許可申請）
審 査 基 準： 新たに管理者としようとする者が、質屋営業法第3条第1項第1号から第6号までの欠格事由に該当しない、現実に当該営業所を管理すると見込まれるなど質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間： 25日
申 請 先： 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（係）
問 い 合 わ せ 先： 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3493）
備 考：